

議題（3）一色タクシー(株)運行路線の4条運行移行について

1. 概要

一色タクシー(株)の運行路線（平坂中畑線、寺津矢田線、いっちゃんバス）について、令和2年10月1日から「乗合バス事業」としての運行に移行し、それに伴い改めてバリアフリー適用除外の認定申請を行う。

2. 4条（乗合バス事業）運行への移行

- 道路運送法第4条の規定により、コミュニティバスの運行に関しては、原則「乗合バス事業者」による運行でなければならないが、路線運行を受託する事業者が見つからなかったことから、試験運行期間である令和2年4月1日～9月30日の期間に限り、第21条の規定に基づき「貸切バス事業者」である「一色タクシー(株)」に運行を委託している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験運行期間の1年延長を予定しているが、「乗合バス事業者」による運行が原則という道路運送法の趣旨を鑑み、「一色タクシー(株)」が「乗合バス事業」の許可申請を行うことで、当初の予定通り令和2年10月1日から4条（乗合バス事業）での運行に移行する。
- なお、運行本数や運賃等の運行条件については、現在運行中（10/1 改正を含む）のものから特に変更はない。

【参考】

2 道路運送法の法体系について①		国土交通省		
区分	種類	種別	運行の様相別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 3)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3の3)	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス 高速バス コミュニティバス 乗合タクシー
			路線不定期運行 (省 § 3の3)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス 乗合タクシー デマンド型交通
			区域運行 (省 § 3の3)	<ul style="list-style-type: none"> 貸切バス
		一般貸切旅客自動車運送事業(法 § 4)	<ul style="list-style-type: none"> タクシー 	
	特定旅客自動車運送事業(法 § 43)	<ul style="list-style-type: none"> 工場従業員等の送迎バス 		
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21)				<ul style="list-style-type: none"> 鉄道代行バス イベント送迎シャトルバス 自治体の要請による実証運行

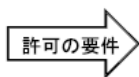
4 道路運送法第 21 条について

道路運送法

(乗合旅客の運送)

第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。




- 1 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。



- ・一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難
- ・運行する期間が原則1年以下のもの
- ・イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証運行等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行
- ・自治体等からの要請

3. 運行車両について

- ・運行車両についても現在運行中の下表のものから変更ないが、4条運行への移行に伴い、いっちゃんバス及び予備車両の「バリアフリー基準適用除外」の認定申請を行う。
- ・車両数については、原則事業者（営業所）ごとに最低でも5台＋予備車1台の車両を備えなければならないことと定められているが、平坂中畑線、寺津矢田線、いっちゃんバスの各路線はそれぞれ1台の車両で運行ができ、予備車1台でまかなえることから、合計4台で運行するものとする。

平坂中畑線 寺津矢田線 (1便あたり利用者約10人)	いっちゃんバス (1便あたり利用者約1人)	予備車両
		
日野 ポンチョ 2台 ※バリアフリー基準適合車両	トヨタ ハイエース 1台	トヨタ コースター 1台
乗客定員32人 (うち車いす1台)	乗客定員9人 (車いす対応なし)	乗客定員19人 (+車いす1台) ※車いすは後方リフトから乗降
全長/全幅/全高 700cm/208cm/310cm	全長/全幅/全高 484cm/188cm/211cm	全長/全幅/全高 699cm/203cm/258cm

■ バリアフリー基準（移動円滑化基準）とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、原則として、低床や車いすのまま乗車できることなどのバリアフリー基準に適合した車両の導入が義務付けられているが、道路や地形上の問題等により、基準を満たす車両での運行が難しい場合は、当協議会での承認の上でバリアフリー基準適用除外の認定申請を行うことができる。

○申請理由

- ・ いっちゃんバスでは、交通空白地区をカバーするために、一色町東部・西部地区を中心に、大型車両でのすれ違いが困難な道路幅の狭いルートを走行しているため、利用人数も考慮し現在の試験運行期間で利用しているハイエース車両での運行が望ましい。
- ・ 車いす利用者への対応については、予備車両やタクシー車両での代替のほか、福祉タクシー事業等の利用により移動手段の確保を図る。
- ・ 予備車両については、車いすスペースを確保しており、座席数がある程度確保しつつ、小回りが利くため、平坂中畑線・寺津矢田線及びいっちゃんバスのどちらの予備車としても対応ができる。令和2年3月末までは六万石くるりんバス正規車両として、4月以降の試験運行期間は予備車として利用しているため、引き続き予備車として利用したい。

○認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- ・ 第37条第2項第2号：乗降口の車いす用スロープ
- ・ 第39条：車いすスペース
- ・ 第40条第1項：通路の幅
- ・ 第40条第2項：通路の手すりの間隔
- ・ 第41条：音声等による運行情報提供設備等